

# 令和6年度 共同生活援助 陽だまりの郷事業計画

## 1 基本方針

入居者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援する。当該入居者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を共同生活住居において適切かつ効果的に行う。

## 2 支援方針

- (1) 家庭に準じた雰囲気、利用者個々の特性に合った支援を行う。
- (2) 地域社会における自立生活を助成するために、通所施設、福祉事務所等との連携を密にする。
- (3) 出身家庭や後見人等と連絡を密にとり、入居者本人を中心とした生活が送れるよう、本人の意思決定を支援する。

## 3 定員

- (1) 陽だまりの郷1（知的ユニット・包括型） 5名
- (2) 陽だまりの郷2（身体ユニット・包括型） 5名

## 4 費用

- (1) 利用料 障害者総合支援法に基づく費用負担
- (2) 家賃
  - ① 陽だまりの郷1（知的ユニット） 月額50,000円
  - ② 陽だまりの郷2（身体ユニット） 月額60,000円
- (3) 食費  
1日1,100円、月額26,000円  
(朝食300円 昼食350円〔土・日〕 夕食450円)
- (4) その他
  - ① 日用品 月額 5,000円
  - ② 光熱水費 月額10,000円

## 5 支援内容

- (1) 食事の提供  
栄養、利用者の健康状態等を考慮して提供する。また、夕食は利用者の希望により季節にあった物を職員が調理、提供し状況に応じて給食業者を利用する。

(2) 生活能力の向上のための援助

日常生活能力および身体機能の維持のため、利用者が自らできることは自立で行い、必要に応じて身体的、精神的（創造力、思考力、判断力、表現力等）支援を行う。

(3) 健康管理

日常の健康状態を十分に把握し、利用者自らの健康管理を促すために助言を行う。医療機関や家庭との連携を図り予防に努める。

(4) 感染症対策

① 職員は出勤前に検温し、体調管理を行う。利用者は帰館時、起床時に体温を記録する。

② 感染症 BCP に基づき対策を行う。

(5) 金銭管理

利用者の金銭管理の方法、計画的な消費、貯蓄等について助言する。また、希望があれば、預り金管理を行う。

(6) 個別支援計画

個別支援計画を立て、それに則り支援を行なう。半年に一度、モニタリングを行なう。

## 6 おおまかな一日の流れ

時 間	適 用	時 間	適 用
6 : 0 0 ~	起床、洗面、更衣、検温	1 5 : 4 0 ~	帰宅 入浴
		1 8 : 0 0 ~	夕食
7 : 0 0 ~	朝食	1 9 : 0 0 ~	入浴
9 : 0 0 ~	通所	2 2 : 0 0 ~	就寝

## 7 消防計画

夜間の災害や火災を想定し、消防計画に則り避難訓練を月に1回実施する。